平成２１年（フ）第１７５４号
広島市中区中町10番10―901号
債務者　青貝　卓也
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７８号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目８番18―201号
債務者　福田　里美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０６号
広島市安佐北区口田南９丁目１番20号
債務者　川端ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４９号
広島市安佐南区八木２丁目11番７―301号梅林コーポラス
債務者　鈴木日出男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６５号
広島市西区南観音２丁目３番32―406号
債務者　徳澤　洋美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８８号
広島市佐伯区三筋１丁目４番13―201号
債務者　梶原　英治
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１０号
広島市中区南千田西町５番17号
債務者　河野　英之
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１８号
広島市中区基町20番１―1038号
債務者　河口　　曠
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２号
広島県三原市沼田東町末光2638番地３
債務者　中元　峰子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
愛媛県松山市居相６丁目10番34号
債務者　髙木　昭夫
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１７１号
福岡県飯塚市西町６番45号　ルーズデ勝盛203号
債務者　立石　政隆
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４２８号
福岡県久留米市野中町1398番地１　エバーライフ久留米南705号
債務者　濱崎　静香
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４３９号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4744番地
債務者　井上知也子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４５号
福岡県久留米市御井町2516番地１
債務者　生野　義則
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４６号
福岡県久留米市御井町2516番地１
債務者　生野　徳子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４９号
福岡県久留米市上津町2561番地２　森ビル202号
債務者　真辺　政文
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４５５号
福岡県久留米市津福本町1673番地４
債務者　中川原浩二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３７号
宮崎県都城市吉尾町2035番地　永野陽子方、住民票上の住所宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋836番地１
債務者　後藤　隆志
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部